荒田　雅則
井手　雅弘
藤井　弘道
（神奈川県警部）
正七位に叙する（各通）（以上四月十六日）
従六位に叙する（四月十七日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける
遠藤　卓郎
（青森県横浜町議会議員）
古俣　泰浩
旭日双光章を授ける（各通）
小川　和男
善野　六二
旭日単光章を授ける（各通）
佐々木武彦
倉持　重義
瑞宝小綬章を授ける（各通）
高橋　英樹
櫻井　一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
鶴田　富男
谷郷　史郎
上田　耕作
松舘　吉雄
中村　智
中川　壽雄
山口　貞夫
瑞宝単光章を授ける（以上四月十四日）
中川　正清
瑞宝小綬章を授ける
宇都宮宏明
喜納　勇
白松　司
平田　紀子
松本　敬之
宗藤　泰典
渡邉　清
瑞宝双光章を授ける（各通）
松竹　富孝
（警視庁警部）
若宮　健一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十五日）
井坂　正行
浅野　達也
荒田　雅則
中村　功一
石川　淳
石塚　孝男
日暮　博
芳野　俊明
瑞宝双光章を授ける（各通）
井手　雅弘
（神奈川県警部）
松本　富雄
川村　隆行
長野幸一郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十六日）
徳永幸太郎
瑞宝双光章を授ける（四月十八日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、五月十六日午後一時二十分御出門、ストックホルム国際水研究所、在日スウェーデン大使館及び国際連合大学による水に関するセミナー「水：気候変動対策といのち輝く未来社会への鍵」を御聴講のため、国際連合大学（渋谷区）へ行幸、同五時十九分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十二日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
札幌市南区簾舞五一二番六二地先から同市南区簾舞五一三番一七まで	

(四) 制限の対象とする占用物件

占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由

理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十二日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
江別市江別太三三五番一七から同市江別太三三五番二七まで	

(四) 制限の対象とする占用物件

占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由

理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十二日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道空知郡南幌町五一三番二地先から江別市江別太五四六番三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件

占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由

理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部